

広島県告示第百八十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和五年二月二十四日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称		所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
木次（五六九 二隣）	中原（五六九 二隣）		土石流	
次の図のとおり	次の図のとおり	表区域 示の		
中原（五六九 二隣）	木次（五六九 二隣）	区域の名称		
土石流	土石流	の自然現象による原因の発生原の土砂災害	土石流	の自然現象による原因の発生原の土砂災害
次の図のとおり	次の図のとおり	号三律の土戒定第区域の土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所に備え置いて縦覧に供する。